

環境秘発第 2606301 号  
令和 8 年 6 月 30 日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

環境事務次官  
(公印省略)

### 地方支分部局の「地方環境局」への名称変更等について

日頃より環境行政の推進に御尽力賜りありがとうございます。

第 221 回国会で成立した環境省設置法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）に基づき、令和 8 年 7 月 1 日付けで、環境省の地方支分部局である地方環境事務所が地方環境局となります。また、改正法の施行と合わせて、環境省では、下記のとおり地方環境局の内部組織の名称を変更します。

貴職におかれましては、今後とも、格別の御理解と御協力をお願い致します。

また、貴管下各機関及び管内市町村にも周知方御手配いただきますよう、併せてお願い致します。

記

#### 第 1 地方環境局への名称変更等

平成 17 年（2005 年）に環境省の地方支分部局として設置された地方環境事務所は、設置から 20 年が経過する中で、その業務・規模を拡大してきました。

今般、改正法に基づき、地方支分部局の名称を「地方環境局」に改めるとともに、各地方環境局の名称を変更します。また、地方環境局長を支える幹部職として次長を設置します。各地方環境局の名称は、次のとおりです。

新	旧
北海道環境局	北海道地方環境事務所
東北環境局	東北地方環境事務所
福島環境局	福島地方環境事務所
関東環境局	関東地方環境事務所
中部環境局	中部地方環境事務所
近畿環境局	近畿地方環境事務所
中国四国環境局	中国四国地方環境事務所
九州環境局	九州地方環境事務所

## 第2 内部組織の名称変更

地方環境事務所では、これまで、災害時に被災自治体へ職員を派遣する等の支援を実施してきました。今般、災害廃棄物処理計画の策定支援など平時における災害廃棄物処理の支援体制の充実を図ることとし、改正法の施行と併せて、各地方環境事務所の「資源循環課」の名称を「資源循環・災害廃棄物対策課」に改めます。

## 第3 既存の通知等の取扱いについて

今回の地方環境局への名称変更に伴い、環境省の既存の通知等については、今後次のように取り扱うこととします。

- (1) 令和8年7月1日以降、環境省が所掌する事務に関するものであって、同日以前に地方環境事務所内の各職により発出された既存の通知その他の文書については、同日以降、地方環境局内の各職により発出された通知等とみなし、引き続きその効力を有するものとする。
- (2) 環境省の当該通知等における従前の地方環境事務所の名称及び職名については、同日以降、当該通知等の改正時に所要の改正を行うまでの間、相当の地方環境局の名称及び職名に読み替えるものとする。